




特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者指定番号をお持ちの事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(宛先) 足立区長  年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒	特別徴収義務者指定番号	新規		
		フリガナ	新規の場合、納入書(要・不要)			
		氏名又は名称	担当者連絡先	部署		
		代表者の職・氏名		氏名		
		法人番号		電話		

給与所得者	受給者番号			切替開始期 本人了承のうえで、 普通徴収の <input type="text"/> 期分以降を <input type="text"/> 月分より特別徴収へ切替 ※申請書を提出する月の翌々月以降をご指定ください。
	フリガナ		旧 姓	
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平	年 月 日	
	1月1日現在の住所			
	現在の住所	* 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		
				* 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。 (前年度以前のもは、納期未到来の分でも特別徴収への切替ができません。) 【添付書類】 普通徴収の納付書 二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える対象の納付書(納期未到来分)を添付してください。

【注意事項】		備考欄	※区市町村記入欄	入力	同時出力
1 特別徴収開始月は、特別徴収への切替申請書を提出した月の翌々月以降となります。 (例：6月提出 → 8月特別徴収開始、7月提出 → 9月特別徴収開始) ※税額通知書は、原則、特別徴収開始月の前月下旬(22~25日頃)に発送します。				No.	No.
2 切替対象になった期以降の普通徴収分全額を切り替えます。 普通徴収分の一部を残して特別徴収とすることはできません。				No.	No.
3 65歳以上のかたについては、公的年金収入に係る税額を給与からの特別徴収にすることはできません。		No.	No.		
4 前年中に給与収入のないかたは、原則として特別徴収できません。		/ 税通・納入書・しおり 送付 / 税額印 / 控送付 普徴納付書 回収・未回収(口座あり・なし) (期 ~ 期 ・ 全期) <input type="checkbox"/> 領収書コピー添付あり(裏面添付) <input type="checkbox"/> 当初通知添付有(会社・個人・普徴)			
5 普通徴収分の納付方法を口座振替で登録しているかたの切替の場合は、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。					

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課